



鳥取県公報

平成 28 年 9 月 20 日 (火)
第 8 8 3 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (590) (経営支援課) 2
	県道の区域の変更 (591) (道路企画課) 2
	県道の供用の開始 (592) (〃) 2

告 示

鳥取県告示第590号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成28年9月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年9月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 略		1 略	
2 規則第3条第2項の利子補給率		2 規則第3条第2項の利子補給率	
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が15年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.10パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.10パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が15年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.05パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.05パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.10パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.10パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.05パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.05パーセント

鳥取県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年9月20日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年9月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
		倉吉江府溝口線	倉吉市関金町野添字笹ケ平ル467-238地先から同字467-167地先まで	変更前
		変更後	10.9~67.1	260.0

鳥取県告示第592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年9月20日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において

一般の縦覧に供する。

平成28年 9 月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路 線 名	区 間	供用開始の期日
倉吉江府溝口線	倉吉市関金町野添字笹ヶ平ル467-238地先から同字467-167地先まで	平成28年 9 月20日